

障害者総合支援法に基づく運営規程

事業所名 エフビー訪問介護さく
サービスの種類 居宅介護・重度訪問介護・行動援護

第1条 (事業の目的)

エフビー介護サービスが開設するエフビー訪問介護さく（以下「事業所」という）が行う指定障害福祉サービス事業の居宅介護(以下「指定居宅介護」という)、重度訪問介護(以下「指定重度訪問介護」という)、行動援護(以下「指定行動援護」という)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定行動援護（以下「指定居宅介護等」という)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害者の保護者(以下「利用者等」という)の意思及び人格を尊重して、利用者等の立場にたった適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

事業所の従業者は次に掲げる方針に基づき指定居宅介護等を行うものとする。

- (1) 事業所は利用者等が居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び食事等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護その他の生活全般にわたる援助を適切に行うものとする。
- (2) 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。
- (3) 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。
- (4) 前三項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第 123 号。以下「法」という)及び「指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」(平成 24 年長野県条例第 60 号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 エフビー訪問介護さく
- (2) 所在地 長野県佐久市中込 3713 番地 11

第4条 (職員の職種、員数及び職務の内容)

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の従業者に対して遵守させるための必要な指揮

命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名以上（常勤職員）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

(ア)利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定行動援護にあつては「行動援護計画」を記載した書面(以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、指定行動援護にあつては「行動援護計画書」を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに当該居宅計画書、重度訪問介護計画書、行動援護計画書を交付する。

(イ)居宅介護計画、重度訪問介護計画、行動援護計画（以下、「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

(ウ)事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行う。

(3) 従業者 10名以上

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名（常勤職員 1名）

事務職員は、事業所の運営に必要な事務を行う。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、祝祭日、12月29日から1月3日、8月12日から8月15日までを除く。

(2) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。

(4) サービス提供時間 0時から24時

(5) 上記営業時間のほか、電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

第6条（指定居宅介護等の内容）

事業所が行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅介護計画等の作成

(2) 身体介護に関する内容

① 食事の介護

② 排泄の介護

③ 衣類着脱の介護

④ 入浴の介護

⑤ 身体の清拭、洗髪

⑥ 通院等の介助 (3) の事業として実施する通院等の介助を除く。

- ⑦ その他必要な身体の介護
- (3) 通院等のための乗車又は降車の介助
通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院を支援する。
- (4) 家事援助に関する内容
 - ① 調理
 - ② 衣類の洗濯、補修
 - ③ 住居等の掃除、整理整頓
 - ④ 生活必需品の買い物
 - ⑤ 関係機関との連絡
 - ⑥ その他必要な家事
- (5) 重度訪問介護に関する内容
入浴、排泄、及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助
- (6) 行動援護に関する内容
知的障害又は精神障害により行動上、著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要する方に、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助。
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
(2) から (6) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

第7条 (指定居宅介護等を提供する主たる対象者)

- 1 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者
 - (2) 知的障害者
 - (3) 障害児 (身体に障害のある児童及び知的障害のある児童)
 - (4) 精神障害者
 - (5) 難病患者等
- 2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 身体障害者
 - (2) 障害児 (身体に障害のある児童のみ)
- 3 指定行動援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
 - (1) 知的障害者
 - (2) 障害児 (身体に障害のある児童のみ)
 - (3) 精神障害者

第8条 (身体拘束)

- 1 指定障害福祉事業のサービス提供において、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。
- 2 緊急やむを得ず身体拘束をする場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身

の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

- 3 「身体拘束廃止委員会」を定期的に開催し結果の周知徹底を行うと共に、研修会等に参加させるなどして職員の自己啓発に努め、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むものとします。
- 4 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

第9条 (利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

- 1 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない場合は、利用者及び障害児の保護者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費（又は訓練等給付費）の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収する。なお、事業者の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 事業所から1キロメートル 50円
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

第10条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、佐久市・小諸市・南佐久郡・北佐久郡・小県郡・東御市の区域とする。

第11条 (緊急時等における対応方法)

- 1 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告する。
- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに市町村、県、ご家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

第12条 (苦情解決)

- 1 提供した指定居宅介護等に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 提供した指定居宅介護等に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力するものとする。

第13条（虐待防止等のための措置）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (6) 虐待防止のための指針の整備
- (7) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置
- (8) 事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など利用者を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

第14条（個人情報保護）

- 1 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。
- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

第15条（記録の整備）

事業者は利用者に対する訪問介護サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その契約終了の日から全て5年間保存する。

1. 利用者個別の記録に関するもの
 - (1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

2. 事業運営に関わる記録（発生後 5 年間保存する。）

(1) 苦情の内容等の記録

(2) 事故の状況、及び事故に対する処置内容の記録

第 16 条（その他運営に関する重要事項）

1 事業所は、従業者及び管理者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 3 か月以内

(2) 継続研修 年 12 回

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

附 則

この規程は、2014 年 6 月 1 日から変更する。

この規程は、2014 年 11 月 10 日から変更する。

この規程は、2015 年 5 月 1 日から変更する。

この規程は、2023 年 4 月 1 日から変更する。

この規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。